

会社法研究会 第8回議事要旨

第1 日時

平成28年9月1日（木）17時40分から20時30分まで

第2 場所

公益社団法人商事法務研究会会議室

第3 出席者

座長 神田秀樹

委員 飯田秀総、沖隆一、加藤貴仁、久保田安彦、小林俊明、後藤元、青克美（静正樹代理）、竹林俊憲、田中亘、染谷浩史（田原泰雅代理）、中東正文、野澤大和、野村修也、長谷川顕史、藤田友敬、邊英基、堀越健二、前田雅弘、松元暢子、安永崇伸

ゲスト 三瓶裕喜、玉井孝明

第4 議事概要

研究会資料（10）、参考資料（14）及び研究会資料（9）の順序で、それぞれに記載の事項についての意見交換がされた。出席者の主な発言の内容は、以下のとおり。

1 研究会資料（10）第1「社外取締役の活動範囲」について

- 補足説明2（2）のような考え方に対する賛成はあるが、このような要素を明文化するのは非常に難しい。現在穏当な解釈が展開されていると思うので、解釈に委ねるのがよいのではないか。
- 業務執行者を監督するためにやっていることはむしろ本来やってしかるべきことなのでよいのだという解釈でよいのではないか。解釈指針に挙げられているものに尽きたのかも分からないので、これを明文化するのは余りよくないのではないか。
- この要件は、自己監督を排除する、従属性を排除することだと思われるが、補足説明2（2）の①から③までの見解は、いずれもそのような趣旨のものであり、これらの見解に異論は余りないような気がしている。明文化するのが難しいという事情を考えると、解釈に委ねるということで問題ないのではないか。

- 補足説明 2 (1) で引用されている見解は 2 (2) の見解とは少し観点がずれないので、前者のような解釈は採らないということを明らかにするのは大事なのではないか。
- 業務の執行という概念だと、社外取締役が仕事をしている場合に、それが会社の業務の執行に何となく当たることになるように思われる。英語で executive と言えば CEO を頂点とするチームとしての行動であり、non-executive と言えばそうでない行動である。業務の執行という言葉が広いようだ。
- この点の解釈が実務的に問題になるケースは少ないと思う。会社法の要件としてこのようなものがあるから慎重に考えている会社と、余り気にせずに社外取締役の活動範囲を広げても問題にならないだろうと考えている会社の両方があると思うが、後者の方が多いのではないか。
- 社外取締役を設置する理由や期待する役割は会社によって様々なので、柔軟性を大事にしてもらいたい。抽象的な規定の下で各社の工夫に委ねることが適切であり、立法上の手当ては特段必要ないのではないか。
- どの形態の社外取締役なのかによって役割は異なるし、企業が完全なモニタリングモデルに移行できているわけではなくて、監督と執行の分離ができているわけでもないので、明文化することには慎重に考えるべきである。
- 指揮命令に服していないことを強調し、指揮命令に服していないければ業務執行に当たらないという整理はやめた方がよい。指揮命令に服さずに全く独立して会社の利益のために積極的に営業活動をしていた場合に、その活動が業務執行ではないことになってしまう。いくら独立していても駄目なものは駄目である。MBO に関する交渉でもそのような要素がないわけではなく、これを正当化することができる可能性があるとしたら、利益相反関係があるときに、それを緩和する役割を社外取締役が担っているからという理由になるのではないか。買付者との間の交渉を一般的に業務執行に当たらないと言い切るのは危険である。
- 補足説明 2 (1) で挙げられている行為は、業務執行に当たるか当たらないかにかかわらずすることができる行為として整理すべきである。業務執行に当たるか当たらないかにかかわらず社外取締役が行ってもよいという行為については明文でその旨を定めておいた方がよい。
- M&A の相手方の紹介や商取引の相手方を発見し紹介する行為については、微妙な問

題である。社外取締役の中には、このような行為に積極的で、重要な業務執行にかなりコミットする者もいる。そのため、こういうやり方は駄目ですよという考え方の整理をしておく必要があり、そのような考え方の整理がソフトローの世界の中で示唆されてもよいと思う。

- 会社法の中で社外取締役がすることのできる行為として業務執行には該当しないものを定義することができるのであれば、それは望ましいことであるので、検討してみてもよいのではないか。定義をするとすると、「社外取締役の職務執行に期待された役割のために必要な行為」というような抽象的な要件にならざるを得ないのではないか。
- 検討の方向として、業務執行に該当しないものとして挙げていく方向と、業務執行に該当するか否かは別として、社外取締役が正に機能を果たすべき行為だからすることができる行為として業務執行の概念に影響を与えない形で挙げていく方向の検討がある。後者の方が安全であり、そういった類型のものとして幾つか追加していくことはあり得ると思う。
- 補足説明2（2）で挙げられている事例の中に解釈が分かれ得るようなものが入っているのであれば、解釈を明確にしてもらいたいと思うが、経済界からはその解釈を会社法で明文化することについて異論もある。会社法に社外取締役がやってよいことを列記されると、それは社外取締役の役割で社内者は関与しないのだという動きが出ないとも限らないので、書き方が難しいと思う。また、「社外取締役の職務執行に期待された役割のために必要な行為」というのも抽象的過ぎて悩みが増えてしまうだろう。
- 規定するのであれば、業務執行に触らない形でということになると思う。
- 補足説明2（2）の⑧の行為は、ある意味では情報提供であり、社外取締役が情報提供をしてはいけないというわけではない。しかし、自らが主体的な形で業務を実現させることに深くコミットするレベルになると、自己監査的な要素が出てきてしまうので問題であると思う。行為類型として良い悪いは切り分けられない。
- 補足説明2（2）の⑧の行為は助言の延長として整理できるのではないか。助言のために相手方とある程度話をすることはできるが、その後に代表取締役や他の業務執行取締役が本格的に交渉をして契約を締結することが前提であり、それ以上のことをしてしまうと、それはもう業務執行ということになるのではないか。これは独立性とは違う話であり、いろいろな類型ごとに、社外取締役がすることのできる理由が一つ一つ違うような気がする。

- 株主総会の招集など会社法上要求すべきようなことについては別ではあるが、それ以上のこと、例えば、契約相手の紹介などについては、会社法に書けば書くほど「では、これはどうだ。」という話が出てきてしまうので、書けないのではないか。
- いっそのこと社外性の要件から業務執行という概念を取り除いたらどうか。
- 「業務を執行したその他の取締役」という要件を削除することで、どれだけ社外性に問題が出てくるのだろうか。会社法第363条第1項各号の取締役が業務執行取締役であるという定義だけでよいのかどうかを考えてもよいかも知れない。
- 社外の要件から業務執行という概念を取り除く場合には、代わりに独立性のようなものを正面から会社法に持ち込むことになってくるのではないか。
- 社外の要件から業務執行という概念を取り除く方向で検討する場合には、取締役が自らのコネを使って、契約締結しないまでも、話をまとめるところまでやってしまうという類型の行為をどうするかということについて検討しなければならない。このような行為は取締役の監督機能とは相容れないものだと思うが、このような行為も社外取締役の機能であると考えるのであれば、独立性だけの問題と割り切ってよい。しかし、そのようなことをいけないことだと考えるのであれば、業務執行かそれに似たような概念を残さざるを得ないのではないか。

2 研究会資料（10）第2「社外取締役の情報収集権」について

- 不正の防止や不正の摘発のための情報収集ということなのだとすると、3種類のどの機関構成を採ったとしても、監査役会、監査委員会、監査等委員会のいずれかがあるので、それらとの関係がよく分からなくなってしまう。
- 会社法のモデルとしては、委員会型を探っている会社では、常勤者を置かずに、内部統制システムを使って監督するという説明をしているので、社外者だけで構成しても、しっかりと監査・監督ができる体制を要求し、その上で、代替的な機能を果たすものとして常勤者を置いた場合は、それをもって代えるような形をしっかり書くことが必要ではないか。
- 委員会型を探っていない会社も、取締役の監視義務は、取締役会上程事項以外についても違法行為を発見した場合は、監査役に直ちにそれを報告して、監査役に差し止めさせる機能が期待されている。そういう位置付けの上で、委員会型を探っていない会社も含め、社外者の情報収集について一定程度の何らかの手当ては必要ではないか。

- 例えば、任意に設置された指名委員会や報酬委員会の構成員が社長と社外取締役だけで成り立っているという場合があるが、そのような場合に、社外取締役が情報を出してほしいと言ったにもかかわらず出てこない場合に困るということはあると思う。しかし、任意で設置された委員会に関して、設置されたら収集権を行使することができるような体制がないといけないとするのもおかしい気がする。社外取締役一般に与える権利としては少しおかしい気がするし、社外取締役の役割についての誤解やおかしな位置付けを与えかねないような規定になることを恐れる。
- 社外取締役になっている人からは、必要と思われる情報を全て出してもらえているかという点について不満が残るという話も聞いている。そういったことを踏まえれば、何らかの法的な手当てをすることは必要なのではないかと思う。その一つの方策としては、内部統制の一つの内容として、情報を提供するための体制を整えたり、補助者を割り当てたりすることが考えられる。また、取締役を主体にした情報の収集権というものの設計を考えてみてもよいのではないか。
- 社外取締役に十分な情報提供がされずに実務上支障が生じているだとか、大きな事件が起きたということは今のところ聞いていないので、情報収集権を法的に担保する必要性がどこまであるのだろうか。
- 競合している会社や競合している事業を有している会社の役員を兼務する社外取締役も出てきているのが実態だと思うが、そのような者に情報収集権という強い権利を本当に与えてよいのだろうか。
- 情報収集権を行使した社外取締役が他の社外取締役に収集した情報を共有する必要があるのかどうかや、業務執行取締役には情報収集権を保障しなくてよいかなど、話が広がってくる可能性もあり、難しいのではないか。
- 全ての重要な情報に確実にアクセスすることを社外取締役に求めることが可能なのだろうか。
- 不祥事が起きて調査する場面においては、モニタリングモデルの下では社外取締役に権限を認める必要があるのかが疑わしく、日常的な業務に関して必要な情報の提供を受ける場面においては、情報収集権という形ではなく、内部統制システムの一要素として書く方がよいのではないか。
- 実務的には、社外取締役に丁寧な説明をする努力を行わないことは基本的に余り考えられない。現時点で立法措置の必要性を検討すべきほどの不具合はあるのだろうか。

- 調査権を与えると、必要があれば調査権を行使することが義務となって、社外取締役に酷ではないかという議論が出てくる可能性があると思うが、少なくとも社外取締役については、よほど疑わしい事情があったにもかかわらず事を起こさなかった場合にだけ善管注意義務違反に当たるので、おそらくその心配はない。
- 個別の業務執行のチェックだけではなく、たとえモニタリング型のように全体的な成績評価をするのであっても、社外取締役が資料等を見て疑問に思ったときに、自分で調査することができる仕組みを制度的に手当てしておいた方がよいのではないか。
- 個別の業務財産調査権があったら、義務も重くなると考える方が自然である。個々の取締役に業務財産調査権を持たせるということになると、監査等委員や監査委員が持っている業務財産調査権は何なのかということになり、解釈論として支持できないし、立法論としても無理があるのでないか。社外取締役にできるだけ情報を行き渡るようにするというのは、ソフトロー的なものかと考えている。内部統制システムの内容として社外取締役が情報を得られることを確保する体制があってもよいのかもしれないが、必ず情報を得られるようにしなければならないということになると、会社の裁量の余地を縛ることになり、裁量を縛らないような非常に緩やかな形でこの条項を入れても、結局、ソフトローと余り変わらなくなるので、立法的な措置を講ずる必要性があるか疑問である。

3 研究会資料（10）第3「社外取締役の選任の義務付けの要否等」について

- 海外の投資家であっても、「社外取締役は絶対だ。」又は「数が多い方がよい。」と言う人たちは、大抵はたまにしか日本株に投資をしない人たちである。日本の事情をよく理解していないために、自分に馴染みのある市場と同じようになってくれると分かりやすいという発想からこのようなことを言っている人が多い。日本企業の文化を知っている日本株担当の人たちは、社外取締役を義務付けることについて、もう少し慎重な見方をしていることがある。海外投資家が皆社外取締役は絶対にいた方がよいだとか、人数が多い方がよいと思っているという状況ではない。
- 社外取締役を置くことについては、運用として始まったばかりの会社が多く、うまく機能しているかどうか分からぬという問題がある。自信を持って置かなくてもよいと説明している会社がもあるのだったら、そのような会社に対しても強制することがよいのかという懸念がある。

- 信念を持って社外取締役がいない方がよいと考えている会社に強制するのはマイナスであり、1. 2%の会社に無理やり一人を置かせるために政治的資本は使わない方がよいから、一人を義務付けるのは、現状として合理的な判断ではない。コンプライ・オア・エクスプレインの枠組みを採りながら、コーポレートガバナンス・コードに合わせるということも余り意味はない。三分の一を要求するということも考えられなくはないが時期尚早である。現在無理やり強化するのがよいとは思えないが、「では、おしまい。」という感じにとられてもよくない。実際に社外取締役が何をやっているのかということにも意識を向けながら見守るというのが落ち着きどころなのではないか。
- 社外取締役は、少数株主を含めた全ての株主に共通する株主共同の利益を代弁する立場にあるので、どの会社でも基本的に一人は必要という考え方はあるのではないか。義務付けは時期尚早という意見もあるが、次回の会社法改正までにある程度期間が掛かることが想定されるので、今から法制化の議論を進めておくことが必要である。
- 社外取締役をいまだに置いていない会社の説明は主に二つあり、一つは、「この状況でもガバナンスが効いているから、これでよいのだ。」という説明、もう一つは、「今、探しています。ただ、ふさわしい方が見付かりません。」という説明である。前者は説得力に欠けると考えており、後者は今の時点であるからこそ一応成り立ってはいるが、3年も4年もその状態が続くことになったら問題であると思う。社外取締役の人数が議論の対象になることが多いが、実際は社外取締役と取締役全体の人数の比率の方がより重要だと考えている。社外取締役の役割が何なのかということが決まらない、又は非常に迷っている状況で、人数だけを増やしていくのは混乱もあるだろう。それぞれの会社が今の状況でどれだけどうやって社外取締役を使ったらよいのか理解しながら進んでいき、それが一步前進したところでまた株主総会や投資家との対話があって、どのようにしていかなければいけないか理解して進めていく必要がある。
- 社外監査役は、助言という機能までは期待されていないかもしれないが、透明性や説明の分かりやすさ、公平性、利益相反を含めた職責を果たしている。そうすると、取締役会のメンバーとしては、社外者1名の選任を既に義務付けているという評価もあってよいのではないか。
- 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行した会社からは、社外監査役から監査等委員にスライドした人たちが、職責の違いを頭において、妥当性に及ぶような発言を旨とする行動に変わっていると聞いているので、社外取締役と社外監査役は

切り分けて考えた方がよい。

- もし、義務付けられてしまうと、その人がいないボードは不適法になってしまうとも思われるが、それがどのような効果を持つと解釈すべきかはやや疑問である。

4 参考資料 1 4 「議決権付種類株式の発行について」について

- 種類株を使って株主の中にリスクの差を設け、リスクの小さい方の株主にもそれ以外の株主と同等の議決権を与えることは、会社法の基本的な考え方と矛盾すると思われ、こうした種類株に議決権を付与することに対して、会社法上の制限を課すべきではないか。
- この問題は、結局合理性があるかどうかというものなので、会社法には書けないのではないか。一株一議決権原則を持ち出すとあるかないかのどちらかしかできないのではないか。
- 株主は残余権者だからコントロールを持つのだというのは、基本的に債権者との関係で言われていることで、いわゆる元本保証付きの株式に議決権があったとしても、それは債権者との関係では劣後しているはずなので、矛盾はしない。問題があるのは、株主間の関係で、株主間で経済的に優先している人が同じ議決権を持ってよいのかということが問題となる。この問題については、会社法は、このような株式を発行するには定款変更について既存の株主による承認を得なければならないので、そこで同意しているからよいという考え方方に立っている。何らかの理由で多数決による承認が信用できないという事情があるのであれば、多数決による定款変更に制約を設ける話にもなるとは思うが、従前、この話は、会社法に対して更に取引所規則で上乗せする形で考えていたのではないのかと思う。
- 「議決権付種類株式の発行について」とすると広過ぎるが、元本保証付株式に関しては、証明はできないけれども、問題がないとも言えないような気がしている。
- 会社法が定款で種類株式の内容の要綱を定めればよいとしているのは緩過ぎないか。
- 要綱であっても株主が承認したのであればよいということになるのではないか。実際に発行されたいわゆる元本保証付株式は、詳細な定款変更議案を出していたと思うが、これは、要綱で出したら承認されるという絶対の自信がなかったからなのではないか。もちろん、多数決にどれだけ信頼が置けるかという、会社法で昔から議論され決着の付いていない問題はあると思う。しかし、元本保証付株式を法律で禁じるとい

うのは、それが本当は合理的ではないのだよと人を説得しなければならないところを、立法府に働き掛けて特定の考え方を強制してしまうような話で、実際に発行された元本保証付株式が合理的かどうかということを超えた問題を持っていると思う。

- 基本的に株主総会の特別決議を経て、多数の株主の賛成を得て、定款自治の範囲で導入される種類株式なので、そこである種既存株主と種類株主の利害が調整されると考えるのがよいのではないか。会社法はいろいろな種類株を発行することを許容しているから、議決権の付与の仕方も含めて、自由設計があつてよいと思う。
- 多くの投資家が、多数決では納得がいかない部分があったということではないか。多くの投資家が、実質的に債権者が議決権を持つようなことが起こらないようにできないものかと考えているのではないか。
- フィックスドインカムのようなものに議決権があることに違和感があるのはそのとおりだが、法律で禁止するとなると難しく、種類株式というくくり方ではできない。種類株式のうち、ある種の極端なものについてだけ禁止するということがあり得るかどうかだと思う。例えば、議決権がある社債型優先株、議決権がやたら制限されている普通株の2種類しか発行していない会社が確かに変なことは間違いない。ただし、取引所が個別審査をする前提での規制であればあり得るが、会社法で書けるようなものではない。単に種類株式がいけないのではなく、議決権付種類株式がいけないのでない。フィックスドインカムと言わざるを得ないにもかかわらず、議決権があり、その数が、通常の普通株式の議決権の数に対して、相当のウェイトを占めているという場合に規制するというものになるのだと思う。
- 権利内容からいえば、債権と違わないというのは、少なくとも優先株式の発行期間に発行会社が潰れるとは誰も考えていないからである。少し発行会社の財産状態が悪ければ、合理性のある発行であると言える場合もあると思う。

5 研究会資料（9）第1「利益供与の禁止規定の見直しの要否」について

- 刑事罰まで科すのがやり過ぎだという点では多分コンセンサスがあるのでないか。あり得る大きな選択肢としては、会社法第120条はそのままで、刑事罰の対象を限定するということではないか。補足説明4（1）アからウまでが正当であると言い切れるのかについて、異論を持っている。
- 立法的な措置も含めて考えた方がよい。古くから議論されている問題もあるが、最

近でも、例えば、資本業務提携をする際に出資を受け入れるのだけれども、そこで議決権拘束契約を締結しており、取締役のうち3名は会社側が出して3名は出資者側が出すというようなことまで約定し開示している例もある。議決権行使に関して合意していて、その合意と引き換えに出資されているとしか思えず、完全に対価関係があるので、薄氷の上を歩いているようなところもないわけではないと思う。この点で、アメリカの議決権売買が参考になるかもしれないと考えており、アメリカでは、すべからく違法とされていたものを、1980年代にデラウェア州の最高裁が unreasonableなものだけを違法とした。日本でも「相当」という言葉を法律で用いているので、相当性のないという限定を付す等何か立法的に措置してもよいのではないか。

- 何らかの正当化事由などを法律に書き込むとしたときに、株主優待や総会出席者に対するお土産、従業員持株会への奨励金など、当然許容されるべきものが決して制約されないようにしなければならない。
- 全てを織り込んで具体的に要件を書くのは無理がある。抽象的な要件を設けることは、現在様々な場面でなされている解釈上の努力を自然に導きやすくなるという意味合いがあるのではないか。
- 総会屋をうまく規制できるようにしつつ、しかし、正当な行為は規制の対象外とするバランスをとるという趣旨が明確に出るような形で手当てすることができるといい。また、事実上、会社法第120条が会社の支配権の争いに関して一定の機能を果たしているかもしれないが、それは会社法第120条でなければいけないのかというと、必ずしもそうではなく、例えば、株主総会の決議取消事由の解釈で対応できるかもしれないと思う。刑罰の関係があり、相当程度実務的には謙抑的に対応がされるはずであるから、何らかの整理があった方がよいのではないか。
- 総会屋活動は沈静化しているが、総会屋の予備軍が沢山いる。この規定を今緩めてしまうと、総会屋が復活してくるというのは決して杞憂ではない。現実的な判断として、会社法第120条の要件を緩めることは難しいので、抽象的又は具体的な正当化事由を入れるということだと思う。抽象的なものとしては、社会的合理性や相当性ということがポイントになると思うし、具体的なものとしては、例えば100%親子間の取引について会社法第120条第2項の推定規定を解除することを検討してみるというようなことは考えられるのではないか。
- 仮に、総会屋が完全にいなくなったとしても、会社財産を使って株主権行使に影響

を与えることは、ある範囲では禁止しなければならず、そのための明文規定は必要である。取締役の民事責任については普通の任務懈怠責任の規定でできるのかもしれないが、供与を受けた者から返還を受けるとか、代表訴訟が使えるとかの手当ては必要である。

- 持株会社が支配する会社から経営指導料を取ることが、利益供与違反ではないかという問題があり、私は違反にはならないと思うが、グレーゾーンの一種である。総会屋的な要素が全く考えられないタイプのものなので、こういうものは外せると思う。技術的には、現行法は維持したうえで、反証を認めるというのが一番の落としどころではないか。モリテックスの事件の例外の要件が参考になると思うが、これで大丈夫かどうかは検討する必要がある。
- 会社法第120条には、総会屋の規制という問題と、経営者が自分の保身のために会社のお金を使うことの規制の問題という二つの側面がある。前者については、目的で規制すればよい話なので、ただし書で正当な目的の場合はこの限りではないというような形のものがあれば済むような感じがしている。後者については、会社法第120条を使って解決するのが望ましい問題なのかということがあるので、他の何らかの規律ができるのか、できないのかということを検討した上で、会社法第120条を総会屋規制だけに限定していくことが可能かどうかを検討してほしい。
- 学説が伝統的に解釈してきたように、正当化事由がある場合に違法性が否定されるということを明文化することに意味はあると思うが、劇的には変わらないと思う。過去の議論でなるべく適用範囲を制限していこうという見解は、ほとんどが刑事罰を念頭に置いて、その萎縮効果が大き過ぎるという話をしていたことを考えると、会社法第970条を切り離すのが一つの大きな選択肢になるのではないか。

5 研究会資料（9）第2「議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的な行使の権限の要否」について

- 株主名簿の閲覧請求権と同じレベルで議決権行使の閲覧謄写請求権の拒絶事由を明文化すべきである。
- 一部の企業では、閲覧謄写の目的が不明のまま、備置期間に何度も会社を訪れて謄写請求をするという事例があるようである。議決権行使書面には住所等の個人情報が載っているので、悪用を懸念する企業は少なくない。上場会社の議決権行使書面は何

十万通になるということがあり得るので、個人の方が来ても全部を見るわけにもいかず、そうなると、目的を疑わざるを得ない。仮に、賛否の数を確認したいのであれば、名簿管理人が何らかの証明書を出すような制度を作ることでは足りないのでしょうか。

- 濫用される原因が、住所まで記載されているということにあるのであれば、住所は議決権行使書面の法定記載事項ではなく、議決権行使書面には必ずしも住所を記載する必要はないのであるから、閲覧贋写に付す前に住所の部分だけをちぎるとか、黒塗りすれば済む話であって、法改正をしなければいけないというような大層な話ではないのではないか。
- 事後的にはなるが、総会検査役のようなものを入れるということがあると思う。目的が達成されるのであれば議決権行使書面を直接見せる必要はほとんどないかもしれない。
- 議決権のカウントに不正がないかを調べることが目的なのであれば、全部閲覧させる必要はないのではないか。事後的に総会検査役の選任を求めるのが一番考えられる解決策である。委任状勧誘するときに株主にアクセスして説得するためのものとしては、株主名簿閲覧贋写請求権があれば十分である。株主名簿閲覧贋写請求と要件をそろえるというのが実際的な解決策なのかもしれないが、そもそもこのような請求を認める必要があるのかということから考えてもよいのかもしれない。
- 補足説明 2 に記載されている趣旨などとすれば、住所を開示する必要はなく、賛否の計算ができるようにさえなっていればよいのではないか。仮に、見直すのであれば、会社法第 312 条の電磁的方法による場合についても整理が必要である。

5 研究会資料（9）第3「募集株式の募集事項の決定についての通知又は公告の要否」について

- 募集事項だけでなく、割当先の決定の通知や公告も一緒に考えた方がよいのではないか。募集事項の決定の委任が使われているような会社では、誰に割り当てられるかということが非常に重要な気がしている。取締役が自分に割り当てるようになった場合には差止事由がありそうな気もする。現行法は、株主総会決議で募集事項を決定する場合の割当先については通知しなくてよいということになっているので、それも含めて考えたらよいのではないか。
- 委任決議に基づく募集事項の決定時に有利発行になる可能性もあるという解釈もある

るので、通知、公告の対象にすべきであると思う。加えて、割当先の通知というのもあるとよいと思う。ただし、公告で官報公告が認められていると、結局、公示の機能を果たさないという話がどうしても出てきてしまうので、その点も改善されるとなおよいのではないか。

- 新株発行に限らず、新株予約権を発行するようなことでも同じような疑問が出てくるのだと思うが、資金調達等を機動的に行うことを優先的に考えているので、公告、通知を導入することについては慎重に検討してもらいたい。公告、通知の機会を与えるということは、差止めの機会を付与するということだと思うが、総会の決議をもつて委任しているにもかかわらず、なお差止めの機会が必要なのだろうか。委任の際の委任の条件設定が足りないということなのか。
- 株主総会でダイリューションのところだけを先に決めて、後出しで他の事柄を決める形になっているので、現に発行されるものについての一定程度の情報がなければ、株主として差止めの機会が得られないのではないか。
- 差止めの機会を実質的に確保するか、あるいは、委任決議の枠の決め方を限定することが考えられるのではないか。現在の規定では1年間で回数無制限となっているので、大雑把過ぎて、濫用を抑え切れていないという問題があるのではないかと思う。

以 上